

東京都板橋区公的個人認証サービスにおける本人確認の方法に関する事務取扱要綱

(平成 28 年 1 月 1 日 区長決定)

(令和 4 年 3 月 28 日 一部改正)

(令和 6 年 12 月 2 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、公的個人認証サービスにおける本人確認の方法について定めることを目的とする。

(本人確認書類)

第 2 条 規則第 5 条第 1 項第 2 号、規則第 41 条第 1 項第 2 号、規則第 75 条第 2 項第 2 号及び第 76 条第 2 項第 2 号において市町村長が適当と認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 住民基本台帳カード（氏名のみが記載されているもの。以下「住基カード」という。）
- (2) 旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、規則別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足る文書で当該職員の写真を貼り付けたものが更新中の場合に交付される仮証明書や引替証類
- (3) 地方公共団体が交付する療育手帳
- (4) 敬老手帳
- (5) 生活保護受給者証
- (6) 資格確認書
- (7) 各種年金証書、年金手帳又は基礎年金番号通知書
- (8) 申請者／利用者／開示請求者名義の預金通帳
- (9) 民間企業の社員証
- (10) 学生証
- (11) 出生証明書、母子手帳（規則第 5 条第 1 項第 2 号、規則第 41 条第 1 項第 2 号においてのみ適用する）

2 規則第5条第2項第2号、第41条第2項第2号、第75条第3項第2号及び規則第76条第3項第2号において市町村長が適当と認めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券又は住基カード（基本4情報が記載されているものに限る。）

(3) 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証

(4) 一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書

(5) 官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足る文書で当該職員の写真を貼り付けたもの

付則

この要綱は平成28年1月1日から施行する。

付則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は令和6年12月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に健康保険の被保険者証が交付されている者に対する本人確認については、当該被保険者証の有効期間（当該有効期間が令和7年12月2日以後の日に到来する場合は、令和7年12月1日）が到来するまでの間は、なお従前の例による。